

ちはら台乙月自治会個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、ちはら台乙月自治会(以下「本会」という。)が保有する会員の個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、自治会活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この規程を総会資料又は回覧等により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会の個人情報の取扱者は、会長が指定する役員とする。

(個人情報の取得)

第6条 本会は、会長が「入会申込書」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿の作成に必要な氏名、住所、電話番号とする。

(利用)

第7条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿って利用を行うものとする。

- (1)会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2)会員名簿の作成
- (3)災害等の緊急時における支援活動
- (4)その他総会で議決された事業及び活動等

(管理)

第8条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(提供)

第9条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(開示)

第10条 会員は、第6条の規程に基づき提供した会員本人の個人情報について、開示を請求することができる。

(個人情報の訂正)

第11条 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正を求められた場合、速やかに訂正を行うものとする。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第12条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とする。

(委任)

第13条 この規程に定めない事項は、法を遵守し役員会で協議し、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、令和5年4月23日から施行する。